

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属

景観まちづくり課

開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限

根拠条文 都市計画法第43条第1項本文

何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。

審査基準 ◎申請書の記載内容等・許可申請の手続きについて

都市計画法施行規則第34条

◎申請内容に係る許可の基準

都市計画法施行令第36条

なお、都市計画法施行令第36条第1項第3号の該当性の判断は、「都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可」の「審査基準」欄の「市街化調整区域における申請内容に係る立地の基準について」に規定する建築物又は第一種特定工作物とする。

標準処理
期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
8日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	機		機	西部総合事務所	申請は申請地を管轄する生活環境局建築住宅課で受け付ける。
	関		関	生活環境局	
	期		期	8日に関係機関との協議	
	間		間	に要する日数を加えた日数	